**平成２５年（フ）第５２号**
福岡県田川郡福智町金田1566番地５
債務者　山田　　修
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２５年（フ）第５８号**
福岡県田川郡糸田町381番地８
債務者　松尾奈保子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２５年（フ）第１２７号**
宮崎市大字芳士783番地　ルーツヒルズ101号
債務者　西崎　巌章
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第３０号**
岩手県花巻市湯口字鴻ノ巣65番地28、前住所岩手県花巻市湯口字志戸平26番地28
債務者　田中　恒子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２５年（フ）第３１号**
岩手県北上市飯豊24地割86番地28、前住所岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻南花沢30番地４
債務者　渡邊　友美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２５年（フ）第３３号**
岩手県北上市芳町２番37号、前住所岩手県北上市村崎野18地割297番地24
債務者　南条　明美（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２５年（フ）第３４号**
岩手県北上市相去町蒼前森１番地２　プチポケット203号、前住所宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目29番地の９　マーベリック102
債務者　坂内　慎司
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２５年（フ）第６４号**
秋田市雄和種沢字山王堂145番地１
債務者　加藤　真澄
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第８７号**
秋田市河辺戸島字川苗代20番地
債務者　小松　房子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５７号**
茨城県守谷市薬師台２丁目６番地10　メゾン森11―105、前住所埼玉県川口市大字里991番地　ＷＡＶＥ里401号
債務者　新妻　隆史
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
山梨県南都留郡山中湖村平野762番地の２
債務者　天野　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
長野市三輪９丁目49―26　アズマ建設ビル３Ｆ、住民票上の住所長野県小諸市大字市877番地25
債務者　清水　京子（旧姓堀込）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第８４号**
長野県松本市寿南１丁目21番10号
債務者　邑上ゆり枝
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第９４号**
長野県松本市浅間温泉１丁目８番Ａ―502号市営住宅
債務者　古川美代子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第１７０号**
兵庫県尼崎市七松町３丁目14番26号
債務者　樫原　　瞳
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係